

# 令和5年度京都市シティPR業務委託募集要項

## 1 業務名称

令和5年度京都市シティPR業務

## 2 実施趣旨

京都市では、文化、歴史、観光といった京都の強みはもとより、「働く」、「子育てる」、「学ぶ」等の観点での、住むまちとしての魅力や、都市の成長戦略(※)に資する取組を、効果的かつ効率的に発信するため、首都圏及び関西圏を中心としたメディアに対して、露出獲得に向けた働きかけを行うとともに、テレビ番組等とタイアップをはじめ、多様な媒体を活用した広報活動の実施を予定している。

本事業の実施に当たっては、専門的なPRのノウハウとネットワークなど、効果的かつ効率的にメディアに訴求する能力が求められる。したがって、企画力や情報発信能力等を審査するプロポーザル方式によって契約の相手方を選定する必要があり、受託希望者を募集するものである。

※京都市「都市の成長戦略」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000296662.html>

## 3 参加資格要件

次の(1)又は(2)に該当する者を対象とする。なお、本公募は、多様な企業の参加を募ることを目的として、共同事業体の参加も認めるものとする。

- (1) 京都市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（ただし、公募開始から選定結果通知の日までの期間において京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。）
- (2) 京都市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者で、下記ア～カの条件をすべて満たし、自己を証明する書類（様式3）を提出する者。
  - ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
  - エ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
  - オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
  - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者でないこと。

#### 4 参加資格の停止

参加資格があると認めた者が、次の項目に該当することとなったときは、参加を取り消すこととする。

- (1) 審査日までに、京都市契約事務規則第2条に規定する入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 審査日までに、本件プロポーザルに参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- (5) その他市長が特にプロポーザルに参加させることが不適当であると認めるとき。

#### 5 委託業務

仕様書のとおり

#### 6 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 7 委託金額(総額)の上限

20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

参考：仕様書5(1)(2)(5)(6)に規定する業務は、5,000,000円、  
5(3)に規定する業務は、7,500,000円、  
5(4)に規定する業務は、7,500,000円、  
をそれぞれ目安とする。

#### 8 募集方法

募集要項、仕様書をホームページ「京都市情報館」で公開し、募集する。

#### 9 提出資料

別紙「提出資料について」のとおり

#### 10 審査基準（200点満点）

- (1) 本業務の趣旨・目的に適した企画提案となっているか【30点】
- (2) メディアリレーションが強力か。【40点】
- (3) テレビ番組とタイアップした広報活動(仕様書4の(3))について、有効な情報発信が期待できるか。【40点】
- (4) オリジナル企画(仕様書4の(4))について、有効な情報発信が期待できるか。【40点】
- (5) 業務を迅速かつ的確に実施できる体制であるか。【20点】
- (6) これまでに類似の業務を実施した実績があるか。【20点】
- (7) 企画提案に対して妥当な見積がなされているか。【10点】

## 1.1 審査方法

- (1) 審査は、4名の委員による選定委員会を設置し、各委員の協議により採点する。
- (2) 審査は、1次審査（書類審査）で5事業者を選定し、その選定事業者を対象に2次審査（プレゼンテーション）を行い、最も評価の高い1者を受託候補者として選定する。
- (3) プロポーザル参加事業者数が5以下の場合、すべての事業者を2次審査の対象とする。
- (4) 応募が1者しかなく、かつ採点結果が5割に満たない場合、プロポーザルを再度実施することとする。
- (5) 1次審査
  - ア 「9 提出資料」の提案書に基づき、「10 審査基準」の各項目を採点（200点満点）し、上位の5事業者を2次審査の対象とする。
  - イ 合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定することとし、見積金額が同額の場合は、事業者から再度の見積書の提出により、最も見積金額の低い事業者を選定する。
- (6) 2次審査
  - ア 1次審査を通過した選定事業者を対象に、提出資料に基づく質疑応答を含むプレゼンテーションを実施する。提案者の提出資料及びプレゼンテーションに基づいて、「10 審査基準」の各項目を採点する。
  - イ 各項目の採点及び合計点が同点の場合については、1次審査と同様とする。
  - ウ 順位決定後、第1順位の選定事業者を受託候補者として選定する。

### 【2次審査（実施予定）】

日程：令和5年3月16日（木）（予備日：3月17日（金））

実施方法：Zoomを使用したオンラインでのプレゼンテーション

※実施時刻は、1次審査終了後に通知する。

## 1.2 全体スケジュール（予定）

- 2月15日（水）プロポーザル募集開始 / 質問受付（2月22日まで）  
2月28日（火）午後5時 プロポーザル参加申込書提出期限 / 質問回答  
3月 7日（火）午後5時 提案書等提出期限  
3月 8日（木）～10日（金） 1次審査（書面審査）  
3月16日（木）～17日（金） 2次審査（プレゼンテーション審査）  
3月23日（木）受託候補者の決定、プロポーザル参加業者への通知  
4月 1日（土）契約締結

### 1 3 結果の公表

2次審査終了後、選定結果として以下の項目を京都市情報館に公表する。

- ・受託候補者名及びその評価点、選定理由
- ・参加事業者名及びその評価点

### 1 4 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行う。万一、両者の協議が調わない場合は、京都市は次順位の選定事業者と契約に関する協議を行う。

### 1 5 注意事項等

- (1) 本プロポーザルは、令和5年度事業の準備行為として実施するものであり、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止する場合がある。この場合において、本事業のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を京都市に請求することはできない。
- (2) 資料の作成及び提出、実績の報告等に係る費用は各事業者の負担とする。
- (3) 提出物は、提出者に返却しないこととする。
- (4) 提出物について、本市は提出者に無断で使用しないこととする。

### 1 6 問合せ先

京都市総合企画局市長公室広報担当（担当：大畠、吉岡）

（TEL） 075-222-3065 （FAX） 075-213-0286

（MAIL） [koho-hodo@city.kyoto.lg.jp](mailto:koho-hodo@city.kyoto.lg.jp)

※問合せ内容について、公開すべきと判断した場合は、随時ホームページ（京都市情報館）に掲載する。